

参 考 资 料 ②

1 子どもの家庭、学校図書館での読書について

全ての学年において、本を好き、どちらかというが好きと答えた子どもは約7割を占めているものの、学年が上がるにつれ、家では本をあまり読まなくなり、学校図書館も利用しなくなっている。（問①・問③・問⑤）

家で本を読まない理由、学校図書館を利用しない理由では、勉強や塾、部活等で時間がないという答えが多かったが、特に、中学生・高後生では、本を借りるのが面倒という答えが最も多かった。（問④・問⑤-2）

本は好きだが、子どもの生活の中においては、学年が上がるにつれ、改めて読書のための時間を設けるのが難しくなっているものと考えられる。

2 子どもの市立図書館の利用について

全ての学年で市立図書館に行く子どもは少ない。特に中学生、高校生では約9割が行かないという結果であった。（問⑥）

行かない理由が多かったのは行く時間がないであったが、特に中学生、高後生では行きたいと思わないが最も多かった。（問⑥-2）

市立図書館は、趣味や娯楽としての読書の場所だけではなく、知識や教養を身に付ける場所、課題を解決できる場所であるという市立図書館の魅力を、強くアピールする必要があると考えられる。

3 保護者の読み聞かせ

全ての学年において、本は好き、どちらかというが好きと答えた保護者が多い。また、子どもへの読み聞かせは概ね小学校低学年ころまでよく行われており、家庭での気配りも行われている。（問③・問⑦・問⑦-3、問⑩）

家庭における読書に対して、保護者が積極的にかかわっているものと思われる。

4 保護者と市立図書館

市立図書館に行く保護者は少ない。時間がないことが理由に挙げられているが、2と同様、大人に対して図書館の魅力を強くアピールする必要がある。（問⑧・問⑨-2）

5 3歳児保護者の意識

傾向は、児童・生徒の保護者と概ね同様であるが、図書館でのおはなし会にほとんど参加していない。（問⑦）

図書館で行う事業としては、会場のスペースや駐車場の問題があり参加人数がど

うしても制約されるため、より多くの方々から参加してもらえよう、関係課が連携し事業の実施を考える必要があると思われる。

6 クロス集計による分析

- (1) まったく本を読まない子どもの比率を見ると、幼い頃によく本を読んでもらった子どもは年代が上がっても、それほど増えていないのに対し、全く読んでもらわなかった子どもでは大幅に増えている。このことから、読み聞かせは読書に対する意識の醸成に一定の効果をもたらしていると考えられる。
- (2) 保護者が本を好きであればあるほど読み聞かせの頻度は高くなることから、まず保護者自身が、本に接する機会を増やしていくことが重要であると考えられる。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成十三年十二月十二日法律第百五十四号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

鶴岡市子ども読書活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市子ども読書活動推進計画を策定し、及び推進するために、鶴岡市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 鶴岡市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 鶴岡市子ども読書活動推進計画の推進に関すること。

(委嘱)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関・団体の代表又は構成員
- (3) 公募による者

3 前項第3号に掲げる委員は、2名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
(幹事)

第7条 委員会の事務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育長が任命する。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月26日から施行する。
(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成28年3月31日までとする。

鶴岡市子ども読書活動推進委員会委員名簿

平成 26 年 7 月 23 日～平成 28 年 3 月 31 日

No	氏 名	性別	所 属 ・ 役 職 等
1	樋渡 美智子 (会 長)	女	鶴岡市立図書館協議会委員長
2	菅原 純子	女	おはなしポケット会長 (図書館協議会委員)
3	三浦 洋介 (副 会 長)	男	羽陽学園短期大学附属大宝幼稚園園長 (図書館協議会委員)
4	遠藤 知子	女	鶴岡市立由良小学校校長 (図書館協議会委員)
5	瀬川 幸子	女	鶴岡市立櫛引中学校校長
6	井上 利也	男	山形県立鶴岡中央高等学校校長
7	丸谷 和香	女	鶴岡市 P T A 連合会母親委員長
8	本間 俊美	女	山形県家庭教育アドバイザー
9	佐藤 隆也	男	公募委員 (東北公益文科大学特任教授)
10	清野 康子	女	公募委員